

○内田委員長 はい。

ここで、1番に戻りまして、陳情審査ついて、ただいまから、前回3月26日の委員会で新たに送付されました「企画総務委員長の監査委員辞職を求める陳情」の審査を行いたいと思います。

この陳情では、裏面に5点についての区議会の見解を求められていますので、これ、それぞれについて皆様からのご意見をお聞きしたいと思いますが、こういう進め方でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 はい。

それでは、まず1番として、公正公平な区政が今後も行われていくのか、今回の桜井ただし議員の企画総務委員会委員長就任に対して、区民から疑念の目を向けられている。企画総務委員長が議選監査委員を自ら辞任しないことの正当性についての見解は、について委員の皆様からのご意見をお聞きしたいと思います。

意見のある方は挙手でお願いいたします。

○うがい委員 そもそもこの議論になったときに確認をしているんですけども、法律上に禁止規定がないということ、で、この1番の見解については、確認しますと「地方議会事務提要」にも書かれているんですが、「常任委員長と議選監査委員を兼ねることは、法律上禁止規定がないため可能であると解される」というふうになっていると、私は思っておりますので、今回のことは、運用は正しいのではないかと思います。

○内田委員長 はい。ほかにご意見ございますか。

よろしいですか、次の項目に行って。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 はい。

では、2番目、平成29年の地方自治法改正による監査機能の強化において、より独立性や専門性の高い監査委員を選任する必要性を生じたことに伴う、独立性の担保をどの様に考えるか、という問いかけでございます。

ご意見ある方。

○嶋崎委員 それは、もう、そもそもそういう話だと思いますよ。ただ、ここで、企画総務委員会の中で、通常であれば指名推選という選考のしかたをとりますけれども、委員会の中でいろいろとご意見が出て、ここは選挙でやろうじゃないかということで選挙をし、公正に公平に委員長の選出をしたというところが、私はすべてだと思ってます。ですから、その部分に関しては、これは、もう一度、規定が禁止されていないというところがありますので、私はそういう考えであります。

○内田委員長 はい。ほかにご意見ございますか。

○岩佐委員 これ、個別に聞いていただいているんですけども、例えば独立性、専門性を監査委員にもっと、より求めるとか、そういったことは、個別のこの委員の方の当否にかけて考えることではなくて、やはり議会そのもののあり方をどうしていくかということ、全体として考えていかなきゃならない話だと思うんですね。なので、もちろん専門性や独立性があったほうがいいんですけども、そこも踏まえて、あのタイミングで、

送付3-3 陳情審査部分抜粋：令和3年4月23日 議会運営委員会（未定稿）

専門性、独立性にも配慮しながら、どの人選がベストであったかということも議会に任されているわけで、その根本の話もないままに、ここの独立性の担保だけを取り出して議論することそのものが、私はちょっと違和感を感じるものなんですね。なので、すみません、先ほど一つひとつというふうには聞いたんですけども、その前提となる、この3番にも関係あるんですけども、その前提となる、平成29年の地方自治法改正をどういうふうに議会としてとらえるかということに関しては、議会としてどこかのタイミングでしっかりと話し合っていく必要があると思います。ただ、そうじゃない段階で、違法でもなく不当でもないことを、独立性がないとか、あるいは正当性がないとかということを感じること自体がちょっとなじまないのではないかなと思うんですけども、いかがですか。

○内田委員長 はい。今のご指摘は、今回の陳情そのものの前提として、議選の監査委員についてのご指摘だと思いました。大変重要な指摘だと思います。

ただ、今回は陳情審査ですので、先ほど委員おっしゃったように、必要であれば別途あらためて議論してもいいかなと思いますけど、いかがでしょうか。（発言する者あり）

はい。ご指摘はよくわかりました。どうですかね、岩佐委員。

○岩佐委員 そこを全員できちんと、全員というか、しかるべきところで話していかないと、この個別の案件の話をするには、前提が足りないとは私は考えています。なので、妥当か妥当じゃないかと言われれば、独立性はどのように担保するのかというのであれば、独立性の担保というのは、個人の委員長そのものに、しっかりご配慮いただくということを期待すること以外には、もちろんないんですけども、そこで多数の皆様がオーケーされたのであれば、そこに期待をしましょうということで、私はこの2番に関しては、そういうふうな意見を言わせていただきます。

○内田委員長 議選の監査委員に関しましては、様々なお考えがあるというのは承知しています。区議会としては、これまでは議選監査委員は必要であるという判断でこれまでやってきました。ただ、今の岩佐委員のご指摘は、委員長としてしっかり受け止めて、またご相談というか、議論する場を、できたらつくりたいと思いますけど、いかがですか。今日は……

○岩佐委員 今日は……

○内田委員長 陳情審査をしたいと思います。

○岩佐委員 はい。お願いします。

○内田委員長 はい。（発言する者あり）

○木村副委員長 岩佐さんの言う意味すごくわかるというか、要するに平成29年の法改正前は、議員から監査委員を選ぶとなっていたから、それがいいかどうかの議論にならなかったわけです。法律がそうなっていて、で、平成29年に改正になって、独自の規定が、議員から監査委員を選ばなくてもいいというふうに変ったわけですね。私は今回の陳情というのはすごくそのことを提起しているんじゃないかなというふうに受け止めたんです。で、2番目、3番目もこれずっと関わってきちゃうので、どこかでというふうに、それを私はこの陳情の結論となっちゃうとあれだけれども、全部に通ずる内容なので、それとは別に陳情審査をというのはなかなかいかないんですよ。なかなか。だから、この陳情審査を契機にその議論をっていうふうになればいいんですけども、それは切り分けられないというか、そういう性格の陳情だと思うんです。議員監査がいいのか、独立性、専門性の

送付3-3 陳情審査部分抜粋：令和3年4月23日 議会運営委員会（未定稿）

視点に照らして続けていいのかというのが問われているんで、ちょっとその議論抜きでなかなか個別の問題がいいのかというのが判断できにくいというか、ある意味同じなんですよ。だからちょっと切り分けてというふうになると、なかなか意見が言いにくいと……

○内田委員長 なるほど。

○木村副委員長 ということなんです。

○内田委員長 ほかにご意見ございますか。

いま岩佐委員、木村副委員長からの指摘は、言っていることはわかります。

ただ、今回の陳情書は、企画総務委員長の監査委員辞職を求める陳情書ですので、しっかりその議論をするというお約束のうえで、この陳情についてご意見いただくということではいかがでしょうか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 では、一旦また3番のほうに行きますね。

3は、上記の監査機能強化の一環として、自治体が条例を定めることにより議選監査委員を選任しなくてもよくなった、まさにご指摘のとおりだと思います。となったことをどの様に捉えているのか。また、区長から議選の監査委員を選任しないことができるとする条例が提出された場合、議会、中でも桜井委員長はその条例に賛成する考えがあるのか、というご指摘です。まさにいまの議論だと思えますけれども、いかがでしょうか。ご意見あれば。

○岩佐委員 これ、本当に根本なので、この陳情審査の一環としてこの話をするのではなく、議会と監査機能のあり方について、しっかりと話をしていかなきゃいけないことなので、一意見で終わらせて、陳情審査で終わらせる話ではないです。あとそれから、この問いに関しては、区長からとか、たらればで、ということは、陳情にはなじまないと思うので、ここの部分に関しては、私は陳情者の方には「なじみません」ということでお返しすればよろしいんじゃないかと思えますし、ただ議会として話し合っていかなきゃいけないというのは、先ほど木村副委員長がおっしゃったとおりで、その機会をもちろんご検討いただくということなんですけれども、ここの中で少ない情報と、あるいは他区の状況や立法趣旨や背景などをもっと深掘りして議論していかなければいけない中で、ちょっといまこのことに答えること自体が難しいのではないかと思います。

○木村副委員長 座って言っていいのかな。（発言する者複数あり）じゃあ立たせていただきます。（発言する者あり）これについては、決算の監査ですので、具体的な例を言うそうですね、監査なので、いわゆる議会の監査と専門家からの監査と、両面あってよりその効率性、適正性をチェックするということだと思うんですね。それをどういうやり方が、議員監査がいたほうがいいのか、どうなのかという議論で判断すべきもので、もし議会が一致したら議員提案という形でもいいと思うんですよ。この条例改正ですから。ですから、区長提案の場合うんぬんという想定そのものがちょっと私としては理解しにくい、そういうものと私は判断します。

○内田委員長 はい。ほかにございますか。

暫時休憩します。

午後0時30分休憩

午後0時36分休憩

○内田委員長 委員会を再開いたします。

4番、区議会の委員長の議員報酬は一般の区議会議員より多く定められているが、桜井委員長は、合わせて、監査委員の報酬を受け取っているのか。また、受け取っているとすればそのことに対し、どう考えているのか、ということに対して、どう、ご意見あれば伺います。

○小林やすお委員 私も以前、前回監査委員をやっていたんですけれども、仕事をしていないわけではない。企画総務委員会を私はいつもテレビで傍聴していますけれども、夜遅くまでやっていたりして、大変な重労働であると思いますし、監査委員につきましても、毎週、午前中から夕方まで、熱心に議論をしていましたし、されていると思います、現在ももちろん。いろんな問題が、住民監査請求など、このところ来ておりますし、そういったもので、何もないときよりは日にちも多く使っているんじゃないかと思います。そういった意味で、職務を両方とも遂行しているのであれば、両方からの報酬があっても、それは当然のことかなと思っています。

○内田委員長 はい。ほかにございますか。

ここはよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 はい。

では5番目、区議会議員25名で構成する千代田区議会はこのような人事に対してどのような見解をお持ちなのか、ということに対して何かご意見ございますか。（発言する者あり）特によろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 はい。そうしましたら、委員の皆様からいろいろなご意見いただきました。

前提として、専門性、独立性も踏まえた抜本的な議選の監査委員のあり方についてのご指摘も多々いただきました。

いま皆様からいただいたご意見と、いまのご指摘事項を議論する場所をしっかりとつくっていくという文言も加えまして、陳情者にお返ししたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○内田委員長 では、正副のほうで整理させていただきたいと思います。（発言する者あり）

○内田委員長 はい。

では、以上で当陳情の審査を終了いたします。